富山県東部消防組合管理者交際費の支出及び公開に関する基準の制定について

(制定理由)

組合行政の円滑な執行を図るため、富山県東部消防組合管理者が富山県東部消防組合を代表し、外部の個人又は団体との公の交際に要する経費(以下「交際費」という。)の適正かつ公平な支出基準を定める。

(制定要旨)

- 1 交際費の支出区分及び支出基準を定める。(第2条及び第3条)
- 2 基準及び支出基準に基づく交際費の支出内容について公開する。 (第4条)

(施行日)

平成28年11月1日

富山県東部消防組合管理者交際費の支出及び公開に関する基準

(趣旨)

- 第1条 この基準は、組合行政の円滑な執行を図るため、富山県東部 消防組合管理者(以下「管理者」という。)が富山県東部消防組合 を代表し、外部の個人又は団体との公の交際に要する経費(以下「交 際費」という。)の適正かつ公平な支出基準を定めるものとする。 (支出区分)
- 第2条 交際費は、次に掲げる事項について支出するものとする。
 - (1) 会費・志
 - (2) 祝金
 - (3) 弔慰金
 - (4) 見舞金
 - (5) 賛助·協賛金
 - (6) 激励金
 - (7) 懇談会費
 - (8) 土産代
 - (9) その他

(支出基準)

第3条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出基準は、別表1の とおりとする。

(情報公開)

- 第4条 この基準は公開するものとし、また、この支出基準に基づく 交際費の支出内容について公開するものとする。
- 2 支出内容の公開については、半期毎に支出区分毎の件数・合計金額を組合ホームページに掲載するものとする。ただし、公開にあたっては、富山県東部消防組合情報公開条例及び富山県東部消防組合個人情報保護条例の規定に基づき、公開情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(改正)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜 見直しを行うものとする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成28年11月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

別表 1

加		
支出区分	支出条件または対象者等	金額等
会費・志	各種団体等の総会、式典、祝賀会等の参加に係る経費	金額が明示されている場合は その額 明示なき場合は、10,000円以 内の金員または献酒
祝金	慶事等各種行事のお祝いに係る経 費	祝電 5,000円以内の金員または献 酒
弔 慰 金	葬儀等における香典、生花等に係 る経費	別表2に定めるとおり
見舞金	病気、負傷、災害、事故等の見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額
賛 助 ・ 協 賛 金	各種大会の開催に際し、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費	5,000円以内の金員
激励金	組合を代表し、優秀な成果により 功績のあった個人、団体等の激励に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
懇 談 会 費	組合運営に必要な意見交換、情報収集のための懇談に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
土産代	来客者または訪問先への土産等の 購入に係る経費	社会通念上妥当と認められる 額
その他	その他、交際上、管理者が特に支出する必要があると認められるもの	社会通念上妥当と認められる額

別表2 (弔意に関する基準)

対 象 者		香料等
組合議会議員 代表監査委員 管理者·副管理者	現職 配偶者 実 (実 () ()	弔電及び香典10,000円
その他(国、県議会議員、 消防協会長等)	現 職	その都度協議
管理者が特に必要と認めたもの		社会通念上妥当と認められる額

注)管理者が特に必要と認める場合においては、その額を変更することができる。